

神戸市中小法人等の店舗家賃負担軽減補助制度のご案内 (募集要項)

1 目的

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、売上減少等の影響を受けた中小法人等が営む市内店舗の家賃負担軽減を図るため、その一定割合を減額する賃貸人に対して補助金を交付します。

2 補助要件について

(1)申請者(交付対象者)の要件

店舗の賃貸人であり、以下のすべての要件を満たす方が対象となります。

※店舗の賃貸人とは、店舗が入居している建物のオーナーの方、また、オーナーから建物を借り上げたうえで、入居している店舗の経営者と賃貸借契約を締結している賃貸人の方も含まれます。

①新型コロナウイルス感染症の流行により、売上減少等の影響を受けている神戸市内の店舗に係る、家賃を減額している賃貸人であること。

※対象となる家賃には共益費を含みますが、税は除きます。

②令和2年4月分及び5月分の本来家賃相当額の2分の1以上を減額していること。

※4月分及び5月分の家賃の支払がすでに済んでいる場合であっても、賃貸人と店舗との双方合意のうえで減額相当分を事後に還付することや、6月・7月分の家賃で調整するなどにより、4月分及び5月分の家賃減額とみなします。

※4月分及び5月分の各家賃で2分の1以上の減額でなくても、2ヶ月分の本来家賃相当額の2分の1以上の減額であれば対象となります。

③その他、以下のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、若しくは実質的に経営に関与している者その他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

イ 宗教活動又は政治活動を目的とする者。

ウ 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納、未申告がある者。

(2)対象店舗の要件

対象となる店舗は、来店する一般消費者に対して、当該店舗内で物品販売やサービスの提供を行う施設で、以下の要件をすべて満たすことが必要です。オフィスや倉庫、作業所など、通常の業務において、一般消費者が経常的に来店しない施設は対象外です。

①中小法人等が経営していること。なお、みなし大企業は除く。

※中小法人等とは、資本金又は従業員数が下表に該当する中小企業・小規模事業

者・個人事業主となります。

業種	資本金	従業者数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

サービス業のうち、ホテル・旅館は、中小企業信用保険法に定める旅館業の規定により、従業者数は200人以下となります。

※みなし大企業とは以下のいずれかに該当する中小企業となります。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

②兵庫県の休業要請等の対象施設となっている店舗にあつては、求められている休業要請等に従っていること。

※休業要請等の対象となっていない店舗も、本事業においては対象となりますが、対象となっている場合は、休業要請等に従っていることが必要です。

※兵庫県の休業要請等の対象施設については兵庫県のホームページをご参照ください。<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronakyugyouyosei0413.html>

③以下のいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、若しくは実質的に経営に関与している者その他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- イ 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納、未申告がある者。

(3) 賃貸人(申請者)と賃借人(店舗)との関係に関する要件

以下の場合、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

①店舗を営んでいる個人又は法人の代表者が、申請者である個人又は法人の代表者と同一である場合。

②店舗を経営している個人又は法人が、申請者である個人又は法人と、会社法第2条に定める親会社とその子会社である場合、又は生計を一にする親族である場合。

3 補助金額

令和2年4月分及び5月分の家賃2か月分に対して、申請者が減額した金額の10分の8を補助します。

※ただし、1オーナーあたり200万円を上限とします。オーナーから建物を借り上げたうえで転貸している申請者の方は、オーナーごとに申請書が必要となります。申請の際は必ずオーナーの同意のうえ申請してください。

4 申請の流れ

(1)募集要項等の公表 令和2年5月18日(月曜日)

(2)専用コールセンター開設 令和2年5月19日(火曜日)

平日 9:00～17:00 078-891-5212

(3)受付期間

令和2年5月19日(火曜日)～令和2年6月30日(火曜日)

※電子申請は令和2年5月29日(金曜日)から受付開始

※電子申請の場合は、6月30日午後11時59分までの着信、郵送の場合は、6月30日の消印となっている申請を有効なものとしたします。

5 申請方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、電子申請又は郵送にて申請書および必要な添付書類をご提出ください。ご持参による提出はご遠慮ください。

※電子申請が可能な環境にある方については、出来るだけ電子申請をご活用いただきますようお願いいたします。電子申請であれば、一部の必要書類の提出や押印が省略していただけます。

(1)提出書類

①交付申請書(申請額計算書含む)(様式第1号)

※オーナーから建物を借り上げたうえで転貸している申請者の方は、オーナーごとに申請書が必要となります。

②合意確認書(様式第2号)

※申請額計算書に記載する賃借人分の提出が必要です。

③誓約書(様式第3号)

④本人確認書類(申請者本人(法人は代表者)の住所・氏名・生年月日が分かるもの)

※運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)、パスポート、健康保険証の写し

⑤申請者とオーナーが異なる場合は、建物の登記事項証明書

(2) 提出書類の入手方法

①～③の各様式については、神戸市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/yachin.html>

なお、5月19日以降は以下の場所にも申請書類を設置しています。

- ・神戸市経済観光局経済政策課 ※市役所本庁舎ではありません
神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階
- ・神戸商工会議所（本部・支部）
- ・株式会社三井住友銀行（神戸市内23支店）
- ・株式会社みなと銀行（神戸市内39支店）

(3) 提出方法 ※下表参照

①電子申請の場合

5月29日から稼働する申請用WEBサイトにアクセスし、入力フォーマットに従って必要事項を入力の上、必要な書類(画像データ等)を添付して送信してください。

※稼働に際して改めて、ホームページ等でWEBサイトをお知らせします。

②郵送による申請の場合

必要な書類を神戸市ホームページ又は配布場所において入手の上、必要事項を記入、押印して下記送付先へ郵送してください。

提出書類	電子申請の場合 申請用WEBサイトにて申請	郵送による申請の場合
(様式1) 申請書および 申請額計算書	入力フォーマットに必要事項入力	様式1を ・市ホームページからダウンロード 又は設置場所で入手 必要事項を記入、押印の上提出
(様式2) 合意確認書	様式2を ・市ホームページからダウンロード 又は設置場所で入手 必要事項を記入、申請者と店舗経営者 両者押印の上 PDF ファイル・画像 データ等を添付	様式2を ・市ホームページからダウンロード 又は設置場所で入手 必要事項を記入、申請者と店舗経営者両 者押印の上同封
(様式3) 誓約書	誓約事項をWEB上で確認の上同意 ※同意確認をしなければ送信不可	様式3を ・市ホームページからダウンロード 又は設置場所で入手 必要事項を記入、自署・押印の上同封
(添付書類) 本人確認書類	PDF ファイル・画像データ等を添付	コピー(写し)を同封
(添付書類) 登記事項証明書	PDF ファイル・画像データ等を添付	コピー(写し)を同封

6 その他留意事項

- ①必要に応じて追加書類の提出を求め、また、現地調査等を行う場合があります。
- ②交付申請の内容に虚偽があるなど、不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

【郵送の場合の送付先】

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館8階
店舗家賃補助申請受付係あて

【問い合わせ先】 神戸市家賃負担軽減補助金コールセンター 078-891-5212
開設時間 平日 午前9時～午後5時